風水害時等における避難所動員方針

1. 趣旨

草津市地域防災計画風水害等対策編第4部第1章第2節 動員計画に基づき「草津市職員警戒体制時動員計画」を定めているところであるが、気候変動に伴う災害の頻発化や、避難情報の発令基準の改正により避難情報の発令が増加していることから、通常の動員計画によらない動員の必要性が高まっており、風水害時の円滑な職員の動員を目的とし、方針を予め定めるものである。

なお、この方針については、今後、運用の状況等をふまえ、適宜、見直しを行うものとする。

2. 用語の定義

風水害時:暴風、豪雨、豪雪、台風、土砂災害、洪水等の風水害が発生し、または発生するおそれがある場合

3. 動員の方針

① 避難所の体制

<u>避難所における職員の体制は、夜間(17時15分から翌日8時30分まで)に限り2名体制とする。</u>

② 通常勤務体制での各部(水防体制の所属を除く)からの動員

風水害時において避難所の開設を行う場合は、水防体制において従事される所属、上下水道部、要支援者支援班構成所属、各こども園長・副園長および各保育所長・副所長を除き、各部から動員を行うものとする。 動員方法は、危機管理監、まちづくり協働部長および建設部長連名による動員依頼をグループウェアにて行い、各部において動員人員を調整し、別紙の動員順番表に入力のうえ、まちづくり協働課へ報告し、まちづくり協働課へ指定する時刻に参集する。

③ 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策については、避難所班の業務とする。風水害における帰宅困難者対策施設は、市民交流プラ ザおよびキラリエ草津とし、動員する人員は各施設6人とする。なお、動員は②と同様に扱う。

4. 開設する避難所

- ① 地域まちづくりセンター(14施設)
- ② 隣保館(4施設)
- ③ 自主避難所(5力所)
- ④ 市民交流プラザ・キラリエ草津(2施設:帰宅困難者対策が必要になった場合のみ)

なお、自主避難所については、今後、町内会の自主的運営を促し、市職員の派遣を行わない方向で検討を進めるが、地域との調整が必要となる。

5. 交代時間

交代時間は、原則、昼間部8時30分から17時15分、夜間部17時15分から翌日8時30分とする。